

宇都宮市家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付要綱

昭和61年6月3日

告示第156号

(趣旨)

第1条 市の交付する家庭用生ごみ処理機設置費補助金(以下「補助金」という。)については、宇都宮市補助金等交付規則(昭和41規則第22号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、電動式生ごみ処理機(以下「電動式」という。)及び非電動式生ごみ処理機(以下「非電動式」という。)を購入し、及び設置する者に対し、経費の一部を補助することにより、生ごみのたい肥化又は減量化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 購入時及び申請時において、市内に住所を有し、かつ、居住している者

(2) 電動式又は非電動式を設置できる敷地を有する者

(3) 生ごみをたい肥化又は減量化できる者

(4) 市税を滞納していない者

2 助成の対象となる電動式又は非電動式の数は、1世帯につき、電動式にあつては1台又は非電動式にあつては3基とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

3 再購入した電動式又は非電動式については、以前補助の申請をした日から5年を経過して申請したものを対象とする。

4 前3項の規定にかかわらず、その使用により環境へ重大な負荷が加わるおそれがあり、又は公衆衛生上好ましくない電動式又は非電動式については、補助の対象としない。

(補助金の交付に関する特例)

第3条の2 再購入した電動式又は非電動式のうち、令和4年2月9日から令和5年3月31日までに購入したものについては、前条第3項の規定にかかわらず、交付の特例の対象とする。ただし、既にこの特例の適用を受けたことがある場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、電動式1台又は非電動式1基の購入価格(消費税含む。)に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、電動式の購入にあつては40,000円を、非電動式の購入にあつては6,000円を限度とする。

(補助金の額に関する特例)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、令和4年2月9日から令和5年3月31日までに購入したものについては、電動式1台又は非電動式1基の購入価格(消費税含む。)に10分の9を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を補助金の額とする。ただし、電動式の購入にあつては60,000円を、非電動式の購入にあつては10,000円を限度とする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書(様式第1号)に販売店の購入証明を受け、領収書(購入金額の記載があるもの又はクレジット契約等による購入の場合はその申込書の写し)を添付して、電動式又は非電動式を購入した日から1年以内に請求書(様

式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。ただし、領収書の原本に申請者の氏名及び申請書の購入証明書欄の各項の内容の記載がある場合は、販売店の購入証明は不要とする。

2 規則第12条第1項第2号に規定する実績報告については、電動式又は非電動式の設置の完了について届出があったことをもって、当該報告があったものとみなすほか、市長は、必要に応じ減量効果等の調査を行うことができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

第7条 削除

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文 抄

昭和61年6月3日から適用する。

改正文(平成9年3月31日告示第122号) 抄

平成9年4月1日から適用する。

改正文(平成10年3月31日告示第107号) 抄

平成10年4月1日から適用する。

改正文(平成12年3月31日告示第133号) 抄

平成12年4月1日から適用する。

改正文(平成13年3月30日告示第127号) 抄

平成13年4月1日から適用する。

改正文(平成14年9月24日告示第371号) 抄

平成14年10月1日コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文(平成16年3月25日告示第148号) 抄

平成16年4月1日コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文(平成17年3月31日告示第171号) 抄

平成17年4月1日コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文(平成18年3月31日告示第236号) 抄

平成18年4月1日コンポスト容器及び電動式生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文(平成25年3月29日告示第134号) 抄

平成25年5月1日コンポスト容器及び電動式生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文(平成29年3月31日告示第123号) 抄

平成29年4月1日家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文（令和4年2月9日告示第44-2号） 抄

令和4年2月9日家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文（令和4年4月28日告示第147号） 抄

令和4年5月1日家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文（令和5年3月31日告示第112号） 抄

令和5年4月1日家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。